

令和2年度 不受理となった案件

| 通報概要 | 不受理理由 |
|-----------------|--|
| 1 時間外勤務中の喫煙について | <p>福知山市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則第12条の第2項第1号、第2号に規定する（公益目的通報）要件に該当しないため、不受理とする。</p> <p>※職員等は次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条第2項（公益目的通報）に規定の例外として匿名により通報することができる。</p> <p>(1) 当該通報の事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示しているとき。</p> <p>(2) 市民等の生命、身体等に対する明白な危険が現に存在し、又は迫っているとき。</p> |